

船舶事故調査報告書

令和7年12月10日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 高橋 明 子

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年11月15日 05時50分頃
発生場所	山口県阿武町姫島北岸 宇田郷港今浦防波堤灯台から真方位274° 1.1海里（M）付近 （概位 北緯34° 34.0′ 東経131° 31.0′）
事故の概要	遊漁船金與丸は、西進中、姫島北岸に乗り揚げた。 金與丸は、釣り客3人及び船長が負傷し、船首部船底に破口を生じた。
事故調査の経過	令和7年2月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 金與丸、4.8トン YG3-52996（漁船登録番号）、個人所有 11.96m（Lr）×2.98m×0.93m、FRP ディーゼル機関、324kW、平成2年9月5日 第291-30549号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 74歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年12月4日 免許証交付日 令和6年2月15日 （令和11年10月19日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（船長）、軽傷 3人（釣り客）
損傷	船首部船底に破口
気象・海象	気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期 日出時刻：06時47分頃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客4人（以下「釣り客A」、「釣り客B」、「釣り客C」及び「釣り客D」という。）を乗せ、遊漁の目的で、令和6年11月15日05時40分頃に阿武町宇田郷漁港を出航した。 船長は、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、操舵室右舷側の操縦席に腰を掛け、手動操舵により操船し、宇田郷漁港の港口を過

ぎた頃、機関を微速力前進から増速して約12ノットの対地速力とし、姫島に向けて本船を西進させた。

釣り客Aは船首部甲板に備え付けられた右舷側の椅子に、釣り客Bは同左舷側の椅子に、釣り客Cは船首部甲板の渡し板に、釣り客Dは船尾部甲板の渡し板に、それぞれ座っていた。(図1、写真1～2参照)

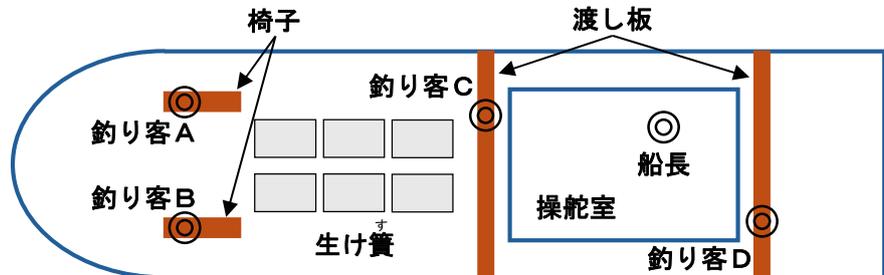


図1 乗船者の配置状況



写真1 船首部甲板

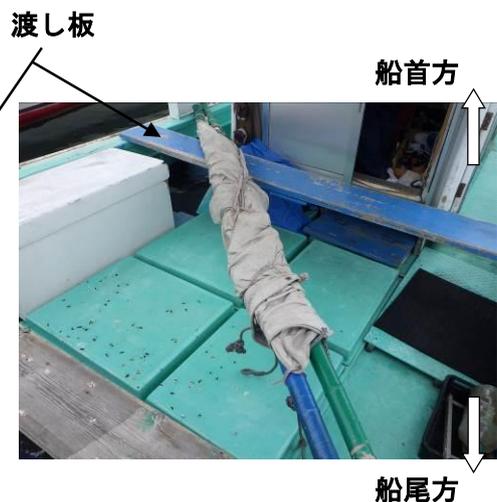


写真2 船尾部甲板

船長は、姫島の手前で左転して山口県萩市大島付近に向けて航行し、大島付近で餌用の小あじを釣る予定であった。

船長は、航行中、船首部甲板にいた釣り客Cが生け簀の蓋を開けていることに気付いた。

船長は、曇り空で周囲がまだ暗かったので、他の釣り客が生け簀に落ちてけがをしてはいけないと思い、手動操舵のまま操舵室を離れて釣り客Cの所に向かい、釣り客Cに生け簀の蓋を閉めておくよう注意して操舵室に戻ろうとした。

船長は、釣り客Cがすぐに生け簀の蓋を閉めようとしなかったため、餌釣り場までまだ時間を要することや蓋を開けたままでは危ないことなどを説明した後、同蓋を閉めておくよう再度注意して操舵室に戻った。

	<p>船長は、操舵室に戻った直後、05時50分頃、本船が姫島北岸に乗り揚げた衝撃で前のめりとなり、操舵室の航海計器で体を打って気を失った。</p> <p>船長は、意識を取り戻した際、釣り客から、全員が動ける状態であること、本船の乗揚後、釣り客Bが機関を中立としたこと、釣り客Dが船長を操舵室から運び出して船尾側の渡し板の上に寝かせた後、海上保安庁に本事故の発生を通報したことを聞いた。</p> <p>船長は、寝かされた状態のまま、釣り客Dに依頼して自身の携帯電話を取ってもらい、家族に連絡して救助を要請した。</p> <p>付近を航行していた船長の知り合いの漁師は、本船が乗り揚げていることを認め、本船は、その漁師の漁船により横抱きにされて宇田郷漁港に戻った。</p> <p>船長は、宇田郷漁港で待機していた救急車により病院に搬送され、全治約1か月の入院加療を要する第6頸椎骨折、外傷性頸髄損傷と診断された。</p> <p>釣り客4人のうち3人は、自宅に戻った後に病院に行き、釣り客Bは頭部打撲、頸椎捻挫等、釣り客Cは両膝打撲傷及び右膝皮下血腫、釣り客Dは頭部打撲、右眼球打撲傷等と、それぞれ診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、平成2年頃から本船で遊漁船業を行っており、遊漁船業務主任者であった。</p> <p>本船の業務規程には、釣り客に対し、釣り客の遵守事項を本船に掲示して周知することが記載されていた。</p> <p>本船の操舵室の扉には、業務規程で定める釣り客の遵守事項が掲示されており、同事項には、他の利用者の迷惑となるような行為を慎むことが記載されていた。</p> <p>船長は、本事故当日の釣り客が本船を何度か利用したことがあるグループであり、最初の利用時に釣り客の遵守事項及び航行中に何か行動するときは船長に知らせるように説明していたので、本事故当日の出航前には同事項を改めて説明しなかった。</p> <p>船長は、餌用の小あじを釣る際、姫島など宇田郷漁港近くの島の周辺で釣ることが多かったが、時期により小あじが釣れなくなると、年に数回程度、同漁港南西方の大島付近で釣ることもあった。</p> <p>船長は、出航前に大島付近へ餌釣りに行くことを釣り客に伝えていたが、釣り客Cが県外から来ていたので、大島を宇田郷漁港近くの島と勘違いして、生け簀の蓋を早く開けたと思った。</p> <p>本船は、操舵室内に船内マイクを備えていたが、船長は、ふだんから遊漁の開始等の合図をブザーで行っていて、船内マイクを使用していなかった。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.6m、船尾約1.1mであった。</p>

	本船の乗船者は、全員が救命胴衣を着用していた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>(1) 事故発生に関する解析</p> <p>本船は、姫島東方沖を西進中、船長が、船首部甲板にいた釣り客Cに生け簀の蓋を閉めるよう注意する際、手動操舵のまま進路を確認することなく操舵室を離れたことから、変針予定場所を通過して姫島北岸に接近していることに気付かず、同北岸に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>(2) 事故発生の要因に関する解析</p> <p>① 船長が手動操舵のまま操舵室を離れた状況</p> <p>船長は、航行中、釣り客Cが生け簀の蓋を開けていることに気付き、曇り空で周囲がまだ暗く、他の釣り客が生け簀に落ちてけがをしてはいけないと思い、釣り客Cを注意することに意識が向いていたことから、手動操舵のまま進路を確認することなく操舵室を離れ、釣り客Cを直接注意したものと考えられる。</p> <p>② 船長の釣り客Cに対する注意状況</p> <p>船長は、釣り客Cがすぐに生け簀の蓋を閉めようとせず、再度注意を行っていたことから、操舵室に戻るまでに時間を要したものと考えられる。</p> <p>船長は、ふだんから船内マイクを使用していなかったことから、船内マイクを使用して釣り客Cを注意することに思いが至らず、操舵室を離れて釣り客Cに直接注意していたものと考えられる。</p> <p>③ 釣り客Cの行動状況</p> <p>釣り客Cは、出航前、船長から、大島付近へ餌釣りに行くことを伝えられていたが、県外から来ており、大島を宇田郷漁港近くの島と勘違いしたことから、餌釣りに備えて生け簀の蓋を早く開けていたものと考えられる。</p> <p>④ 船長の釣り客に対する遵守事項の周知状況</p> <p>本船の業務規程には、釣り客に対し、釣り客の遵守事項を本船に掲示して周知することが記載されており、本船の操舵室の扉に、業務規程で定める釣り客の遵守事項が掲示されていた。</p> <p>船長は、本事故当日の釣り客が、本船を何度か利用したことがあるグループであり、最初の利用時に、釣り客の遵守事項等を説明していたことから、本事故当日の出航前に、同事項等を改めて説明しなかったものと考えられる。</p>

<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、姫島東方沖を西進中、船長が、船首部甲板にいた釣り客Cに生け簀の蓋を閉めるよう注意する際、釣り客Cを注意することに意識が向き、手動操舵のまま進路を確認することなく操舵室を離れたため、変針予定場所を通過して姫島北岸に接近していることに気付かず、同北岸に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遊漁船の船長は、航行中、操船に専念し、操舵室を離れないこと。 ・ 遊漁船の船長は、航行中に釣り客に注意喚起を行う必要が生じた場合、目視のほかレーダー及びGPSプロッターを活用して進路及び船位の確認を行った後、船内マイク等を使用して行うか、船舶を安全な海域で停船させて行うこと。

付図1 事故発生経過概略図

